

令和 8 年 第 4 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月23日（木）午後1時30分から午後2時35分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 （15人）

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 学
副参事	森 久仁彦
農地調整係	係長 亀山聡士
	主査 茂木香陽子
	主査 安在亮人
	主事補 小林 准
	主事補 石川大翔

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和 8 年第 4 回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
------	---

議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。
-----	---------------------------------

事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、1 5 名全員でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は 1 6 名でございます。
------	---

議 長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は 1 5 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和 8 年第 4 回佐野市農業委員会総会を開会いたします。 これより、議事日程に入ります。
-----	---

日程第 1、会期の決定についてであります。本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、日程第 2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第 1 9 条第 2 項の規定により、議席番号 8 番 中島福一委員、議席番号

10番 松島明委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の茂木香陽子主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和8年4月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和8年4月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号

から議案第6号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年4月23日提出 佐野市農業委員会会長。

3条893番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.005km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、手作業用の農機具を使用予定とのことで、ありません。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条894番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、手作業用の農機具を使用予定とのことで、ありません。主な経営作物は、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条895番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条896番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、稲刈機1台を所有しております。主な経営作物は、米・麦・野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審

査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条897番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は2km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、耕運機2台、田植機3台、稲刈機3台を所有しております。主な経営作物は、米・麦となっております。農作業従事人数は4人、従事日数は700日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条898番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は2km、所要時間は10分です。農地の利用状況につきましては、議案番号897番と同様のため省略させていただきます。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条899番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は2km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、稲刈機1台を所有しております。主な経営作物は、米・麦となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条900番 使用貸借権の設定です。申請地までの距離は0.2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、耕運機2台、田植機3台、稲刈機3台を所有しております。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は550日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしのこと

ですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条901番 使用貸借権の設定です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、稲刈機1台を所有しております。主な経営作物は、米とな

す。農作業従事人数は3人、従事日数は550日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条902番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜・果樹となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は320日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条903番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.8km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター6台、コンバイン3台、乾燥機6台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は6人、従事日数は1,320日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第２号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第２号 農地法４条第１項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和８年４月２３日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第２号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第２号４条１８２番と４条１８３番について、調査班お願いします。

調査班

４条１８２番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

４条１８３番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第２号については転用に係る面積が３０ａ以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年4月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号 5条1231番から5条1237番について、調査班お願いします。

調査班

5条1231番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1232番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1233番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1234番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1235番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1236番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1237番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号の1234番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1234番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第４号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局に、議案第４号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第４号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和８年４月２３日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第４号 朗読し説明)

議 長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第４号 非農地５８１番から非農地５８３番について、調査班お願いします。

調査班

非農地５８１番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しているため非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地５８２番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は山林の様相を呈しており、また２０年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地５８３番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しているため非農地証明はやむを得ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第４号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第４号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第４号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第５号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局に議案第５号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第５号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和８年４月２３日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第５号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

地域計画区域外の１２番から１４番及び地域計画区域内の４９番と５０番について、議席番号１１番 蘆原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

以上５件について審議します。

蘆原洋子委員の退室をお願いします。

(蘆原委員 退室１４：２７)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。地域計画区域外の１２番から１４番及び地域計画区域内の４９番と５０番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

穂原洋子委員の入室をお願いします。

(穂原委員 入室 14 : 28)

続いて、地域計画区域外の21番及び地域計画区域内の82番と83番について、議席番号14番 澁江修身委員が、議事参与の制限に該当します。

以上3件について審議します。

澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江委員 退室 14 : 29)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。地域計画区域外の21番及び地域計画区域内の82番と83番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江委員 入室 14 : 30)

次に、議案第5号における議事参与の制限に該当する案件以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号における議事参与の制限に該当する案件以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請についてを議題といたします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成を要請することについて、意見を求めます。

令和8年4月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号について、申出のとおり計画作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、申出のとおり計画作成を要請することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました農地法第4条、第5条申請に係る意見聴取 令和8年3月分に対する回答についてをご覧ください。令和8年第3回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和8年第4回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時35分閉会